

質問書に対する回答

No.	質問内容	回答
1	●募集要項 9.(2) 借受人は、貸付物件を一般公共の用に供する路外駐車場として使用し、施設点検等の特殊な場合を除き、年間を通じて不特定多数の者に駐車場を使用させなければならないこととします。 上記につきまして、時間貸し駐車場と併用して、借受人自身が管理する月極駐車場として 一部の車室を貸出しすることは可能でしょうか。	駐車場の一部区画を月極駐車場とすることは可能ですが、月極駐車場も歩合貸付料の算定に含んで算定してください。 ただし、年間を通じて不特定多数の者に駐車場を使用させることを目的としておりますので区画数は全体の 30%未満としてください。
2	●募集要項 1 8 借受人は、貸付期間が満了した場合又は本要項 9 の(16)市による契約の解除若しくは(17)借受人による契約の解除の規定により契約を解除した場合は、貸付物件を市の指示に基づき原状に回復し、市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、市が原状に回復する必要がないと認める場合を除きます。 現状、駐車場の出入口付近に過去に使用されていた駐車場機器の配置箇所にコンクリート基礎(大 1 箇所、小 2 か所)がございますが、新借受人が撤去を希望すれば撤去された状態で引渡しとなる解釈でよろしいでしょうか。	現状に回復し、返還することとしておりますので、撤去して返却することとなります。ただし、新借り受け人がそのまま使用しようとする場合は、現借り受け人と調整を要しますが、残置することは可能と考えております。
3	現状、自動販売機付近に、電源引き込みポールと分電盤がございますが、新借受人が希望すれば、残置していただくことは可能でしょうか。(新借受人へ名義変更して継続使用)	現借り受け人と調整を要しますが、残置することは可能と考えております。

4	駐車場管理業務受託実績表（様式第 2 号関係）の内容についてご教授をお願いいたします。 ① 実績の定義に関して 行政のみではなく民間の業者様への管理受託実績も対象になりますでしょうか。 ② 「管理業務受託経験及び経営経験」という表現に関して 管理請負のみではなく賃貸借契約に基づく時間貸し駐車場の経営も含まれますでしょうか。	①実績の定義について 実績は行政・民間問わず記載していただいて構いません。 ②「管理業務受託経験及び経営経験」という表現に関して 賃貸借契約に基づく時間貸し駐車場の経営を含んで記載いただいて構いません。
6	・収容台数について ①募集要項の収容台数が 25 台となっておりますが、数年前に道路幅拡張の影響で収容台数を削減しており、現在は 22 台で管理しております。25 台でライン引き直しが必要でしょうか？ ②契約期間（5 年）中に稼働率が大幅に向上した場合、ラインを引き直して収容台数を増設することは可能でしょうか？	①誤植です。現在は 22 台の管理となりますので仕様書を差し替えます。 ②ラインを引き直して収容台数を変更することは可能です。ただし、事前に発注者の承認を得て実施してください。
7	・最低貸付料について 3) 最低貸付料 500,000 円とありますが、消費税及び地方消費税を加えた納付金額はいくらになりますでしょうか？	消費税及び地方消費税を加えた最低貸付料は 550,000 円となります。